

プランタン札幌北居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ALL RIGHTが開設するプランタン札幌北居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- 1 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 2 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅居サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立の立場で行われなければならない。

2

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、居宅介護サービス計画を作成し、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 プランタン札幌北居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 札幌市東区北33条東6丁目2-26サンタウンビル1F-B号室

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤介護支援専門員と兼務)
- (2) 主任介護支援専門員(常勤職員) 1名以上
- (3) 介護支援専門員(常勤職員) 3名以上
- (4) 介護支援専門員(非常勤職員) 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金までとする。但し、祝祭日、お盆休み、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8:30～午後5:30までとする。
- (3) 管理者及び常勤職員の転送電話・携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC・三団体等とする。
- 3 サービス担当会議の開催場所は、居宅又は事業所内の会議室等とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は継続的に利用者居宅を訪問し、利用者の近況及居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
- 2 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、札幌市・石狩市・北広島市・江別市・当別町・小樽市の区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員のとの雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項について、法人は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情、ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービスなどに対する利用者、またはその家族等から、苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 1 事業所は、事業者の人権の擁護、虐待などの防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3.虐待防止に関する研修を、年1回は行うものとする。

(感染症及び衛生管理に関する条項)

第13条 1 感染症の予防及びまん延防止の努め、感染防止に関する会議において、その対策を協議し、対応指針などを作成し、周知、掲示を行う。
また、研修会を実施し、感染症対策の資質向上に努める。

(事業継続計画)

第14条 1 業務継続計画(BCP)の作成などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い。必要な研修および訓練を実施するものとする。

附 則

1 この規定は令和3年3月1日から施行する。

改定:第11条 追加 令和6年4月1日より施行。

改定:第12条 追加 令和6年4月1日より施行。

改定:第13条 追加 令和6年4月1日より施行。

改定:第14条 追加 令和6年4月1日より施行。

改定:第14条 追加 令和6年4月1日より施行。

改定:第4条 (2) 主任介護支援専門員(常勤職員) 1名以上へ 修正 令和6年4月1日より施行。

改定:第4条 1以上の員数の指定居宅介護支援の提供にあたるものとし、
利用者の数が要支援を含む場合は40名未満までとする。又はその端数を増すごとに1とする。
削除 令和6年4月1日より施行。